

平成 26 年度第 3 四半期に係る障害者作業施設設置等助成金（第 1 種作業施設設置等助成金、第 2 種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（住宅の新築等助成金、通勤用バス購入助成金及び通勤用自動車購入助成金）に係る認定申請について平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 12 日までの間に公募し、受理された 51 件について審査を行い外部審査委員で構成される助成審査委員会で審議した結果、おおむね妥当とされたため、以下のとおり 36 件を認定いたしました。

また、今回は評価点が 1 点以上のものまですべて認定しても、第 3 四半期に設定された予算額の範囲内となったためすべて認定（総額約 24 百万円）されました。（申請状況によっては評価点が 1 点以上であっても不認定となる場合があります。）

## 1 結果

① 第 1 種作業施設設置等助成金	47 件のうち認定 35 件
② 第 2 種作業施設設置等助成金	1 件のうち認定 0 件
③ 障害者福祉施設設置等助成金	1 件のうち認定 0 件
④ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス購入助成金）	1 件のうち認定 0 件
⑤ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車購入助成金）	1 件のうち認定 1 件

※ 重度障害者等通勤対策助成金（住宅の新築等助成金）、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金については、申請はありませんでした。

## 2 概要

<認定例>

### [第 1 種作業施設設置等助成金]

○身障者トイレ新設工事（附帯施設）[身体障害者（肢体不自由）]

1 階で就労している対象障害者は車イスを使用しているが、車イスに対応したトイレが 4 階にしかないことから、1 階に車イスに対応したトイレを設置する旨の申請であり、申請内容は障害に配慮されたものであると認められ、他の従業員のトイレは別途設置されており、対象障害者専用であることも確認できることから認定した。

○トイレ改修工事（附帯施設）[身体障害者（肢体不自由）]

対象障害者は杖を使用しているが、就労場所に近いトイレは和式トイレのみしかないので、洋式トイレに改修する旨の申請であり、執務場所に附帯する和式トイレを洋式トイレに改装すること、小便器に手摺を設置することは対象障害者の障害特性に配慮したものと確認できることから認定した。

○拡大読書器、携帯型拡大読書器（作業設備）[身体障害者（視覚）]

対象障害者が印刷等の商品の企画立案、営業補佐業務を行うにあたり、申請設備がないと作業が出来ないと判断され、社内用に据置型を、営業業務における外出先での打合せ用に携帯型をそれぞれ認定した。

○プレハブ作業室（離れ）（作業施設）〔精神障害〕

対象障害者が就労する作業環境は、周囲の会話、作業等により騒々しい状況であることから、主治医の所見に基づき離れの専用作業室を設置する旨の申請であり、専用の離れの作業室を設けることは、個室での作業が望ましい対象障害者の障害特性に対する配慮と認められるため認定した。

なお、併せて申請のあった冷房設備については、体温調節機能の障害は確認できないことから対象外とした。

**〔重度障害者等通勤対策助成金（通勤用自動車購入助成金）〕〔身体障害（肢体不自由）〕**

新規雇入の対象障害者について、障害により最寄りのバス停までの移動が困難であるため、公共交通機関での通勤の困難性等を認め認定した。

なお、申請自動車は特別仕様車であったが、ベースモデルの額を基準に認定額を算定した。

<不認定の例>

**〔第1種作業施設設置等助成金〕**

○車イス用トイレ改修（附帯施設）〔身体障害（肢体不自由）〕

対象障害者の就労場所のトイレが1箇所のみであり、決められた休憩時間内に多数の従業員が使用し、対象障害者の使用が容易でないことから、別棟に車イス用のトイレを設置する旨の申請であるが、当該助成金は、原則として執務室に附帯するものについて認定していることから不認定とした。なお、執務室に附帯していないトイレの設置については、設置不能である場合であって対象障害者の使用に問題ないと認められる場合もしくは別棟に設置することがむしろ障害特性に配慮したものであると認められる場合に限り認定することとしている。

○スロープ設置（附帯施設）〔身体障害（肢体不自由）〕

事業所の建物周辺にスロープがなく、車イスでの通行ができないため、正面玄関にスロープを設置する旨の申請であるが、対象障害者が会社に入館する際に使用するスロープは、対象障害者の駐車場から最も近い場所に既に設置されており、正面玄関のスロープは昼食や買い物をするためのものであることから、対象障害者の主たる業務において必須とは認められないため不認定とした。

**〔第2種作業施設設置等助成金〕**

○作業所〔身体障害（聴覚）、精神障害、知的障害、重度知的障害〕

就労継続支援A型事業所においてレストラン事業を行うために作業所を借上げる旨の申請であるが、就労継続支援A型事業所については、当該事業所が行う業務内容に沿って国等からの金銭的な支援を受け、障害者の就労支援を行うこととなっているところであり、当該事業所が本来行うべき事業内容に沿ったものであると認められることから不認定とした。

## [障害者福祉施設設置等助成金]

### ○休憩室[身体障害（肢体不自由）、精神障害、知的障害]

就労継続支援A型事業所に利用者用のための休憩室設置の申請であるが、就労継続支援A型事業所については、当該事業所が行う業務内容に沿って国等からの金銭的な支援を受け、障害者の就労支援を行うこととなっているところであり、当該事業所が本来行うべき事業内容に沿ったものであると認められることから不認定とした。

### (参 考)

従前より、助成審査委員会において、トイレ等の附帯施設の新設・改修等については、事前に建築の専門家に相談しておくことが望ましい旨の意見が出ていること。

注：上記の認定例はあくまでも今回の審査において認定されたものであるため、今後同様の申請が必ず認定されるものではありません。